株主各位

名 古屋 市中 区 栄 三 丁 目 4 番 2 1 号 株式会社トーシンホールディングス 代表取締役社長 石 田 雅 文

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本臨時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.toshin-group.com

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「投資家情報」「IRカレンダー」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

https://d.sokai.jp/9444/25310921/

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「トーシンホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「9444」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を事前に行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年11月27日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年11月28日(金曜日) 午前11時30分

2. 場 所 名古屋市中区栄二丁目 4 番 12 号

TOSHIN HONMACHIビル2F

(末尾の「臨時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項 決議事項

> 議 **案** 第39期 (2024年5月1日から2025年4月30日まで) 計算書類 承認の件

> > 以上

書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に 対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいた します。

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

臨時株主総会の開催に至った理由について

当社は、当社連結子会社である株式会社トーシンモバイルの売上取引の一部で計上根拠の信ぴょう性に疑義が生じたため、第三者委員会を設置して調査を進め、2025年8月29日、第三者委員会より調査報告書を受領いたしました。

第三者委員会の調査結果から、株式会社トーシンモバイルでの2023年4月期から2024年4月期の移動体通信関連事業における二次代理店向け代理店精算において、財務報告用資料と実際の代理店精算用資料の2種類が存在しており、かつ、財務報告用資料において二次代理店向けの端末販売等の売上高が過大計上となっており、その結果として帳簿上未回収となっている売掛金が存在していることが判明いたしました。また上記疑義は当社役員が関与した不正による虚偽表示であったことが判明した他、2020年4月期から2025年4月期第3四半期の決算においてグループ全体から多数の虚偽表示が発見されました。

今回の不正行為の原因として、第三者委員会から、経営トップの倫理観・誠実さを欠いた姿勢・言動、ガバナンスの機能不全、コンプライアンス意識の鈍麻・企業会計に対する理解不足、組織風土、バックオフィスの脆弱性、業務運営における透明性の欠如が指摘されております。当社は、第三者委員会の調査結果を真摯に受け止め、再発防止策の提言に沿って再発防止策を策定し、実行していく所存でございます。

株主の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

事業報告

2024年5月1日から 2025年4月30日まで

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2024年5月1日から2025年4月30日まで)における我が国経済は、物価上昇による景気下押し要因はあったものの、所得環境改善を背景とした個人消費の回復や訪日外国人の増加など景気の緩やかな回復傾向がみられました。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化や中東地域の相次ぐ地政学リスクの顕在化による資源価格の高騰、中国経済停滞への懸念などから、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済状況の中、当社グループは、強みである販売力を活かし、携帯ショップ運営、テナントビル及びマンションの賃貸及び管理、ゴルフ場及びゴルフ練習場の運営といった長期的に安定した収益が期待できる事業に取り組んでおります。そして「お客様第一主義」のもと、従業員一丸となって積極的な事業活動を行って参りました。

当連結会計年度の連結経営成績は、売上高174億77百万円(前期比2.0%増)、営業利益44百万円(前期比86.2%減)、経常損失31百万円(前期は経常利益2億84百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失84百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益1億42百万円)となりました。

2025年8月29日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」 および2025年9月4日付「第三者委員会の調査報告書の公表に関するお知 らせ」にて公表しましたとおり、当社において不適切な会計処理が行われ た疑いについて、第三者委員会の調査により、不適切な会計処理の事実が 明らかとなりました。このため、当連結会計年度において、4億86百万円 を過年度決算訂正費用として特別損失に計上しております。

セグメントの業績は次のとおりであります。

移動体通信関連事業

携帯電話業界におきましては、携帯電話等販売市場では、2019年10月施行の電気通信事業法改正による事業者間の乗り換え円滑化の影響もあり各通信事業者間のMNP(他通信事業者からの乗り換え)競争が活況を呈しました。スマートフォンの高機能化に伴う価格高騰により、端末の買い替えサイクルは長期化傾向にあります。

このような環境の中、当社は積極的な販売促進活動を実施し、MNPを含めた新規顧客の獲得に注力しました。また、携帯電話の販売だけでなく、金融サービス、ポイントサービスやスマートフォンを活用した決済サービスを連携させながら提供することにより、お客様のご利用状況やリテラシーに合わせた多様なサービスの提供に注力しました。

当連結会計年度における売上高は、150億72百万円、セグメント利益は △91百万円となりました。

不動産事業

不動産事業におきましては、品質と効率の向上を主眼に入居者様の快適な暮らしを最優先に心掛け、管理物件の定期清掃やメンテナンスを引き続き行うことで、入居率及び定着率の向上を図って参りました。

当連結会計年度における売上高は9億22百万円、セグメント利益は4億98百万円となりました。

リゾート事業

リゾート事業におきましては、大人数が集まるようなイベント企画や団体客によるコンペ企画等の復調傾向が続きました。しかしながら、資源高騰や原材料高騰等に伴う物価上昇の影響は依然続いております。

このような環境の中、コース改修工事におけるコースコンディションの 上質化、施設内システム導入や新車の電磁誘導カート導入等の施設・設備 の更新、接客サービスの向上を実施しました。

当連結会計年度における売上高は14億71百万円、セグメント利益は2億23百万円となりました。

その他

飲料水の販売やゴルフ用品の販売、太陽光発電事業、ゴルフレッスン施設「ゴルフリークス」の運営を行っております。

セグメント売上高

区分	売 上 高	構成比
移動体通信関連事業	15,072,662千円	86.2%
不動産事業	922, 240千円	5.3%
リゾート事業	1,471,333千円	8.4%
その他	11,234千円	0.1%
合計	17,477,470千円	100.0%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、10億88 百万円で、その主なものは次のとおりであります。

• 不動産事業

土地の購入(名古屋市熱田区)マンションの購入(名古屋市熱田区)

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、自己資金及び金融機関からの借入金により所要資金を賄いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第 36 期 2022年4月期	第 37 期 2023年4月期	第 38 期 2024年4月期	第 39 期 (当連結会計年度) 2025年4月期
売 上 高(千円)	18, 069, 260	16, 418, 165	17, 134, 138	17, 477, 470
経常利益又は(千円) 経常損失(△)	542, 940	△154, 007	284, 820	△31, 996
親会社株主に帰属する当期純利益又は親 会社株主に帰属する 当期 純 損 失(△)	344, 777	△209, 674	142, 181	△84, 527
1株当たり当期純利益又 は1株当たり当期純損失 (△)	53円32銭	△32円43銭	21円99銭	△13円7銭
総 資 産(千円)	23, 366, 569	22, 739, 219	24, 185, 866	24, 529, 587
純 資 産(千円)	2, 964, 385	2, 616, 930	2, 622, 273	2, 419, 185
1株当たり純資産額	455円99銭	401円94銭	402円3銭	369円50銭

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(\triangle)は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(\triangle)及び1株当たり純資産額の算出については、自己株式を控除して算出しております。また、第36期、第37期、第38期の財務数値は、過年度訂正後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の議決権比率	主要な事業内容
				Ŧ	戶円	%	
トーシン	ノリゾート株	式会社		100,	000	100	リゾート事業
トーシンコ	コーポレーション	株式会社		10,	000	90	不動産関連事業
株式会社	± トーシンモ	バイル		10,	000	100	移動体通信関連事業
株式会社伊	良湖シーサイドゴ	ルフ倶楽部		10,	000	100 (100)	リゾート事業

(注)「当社の議決権比率」の欄の()内は間接所有割合を内書きで記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは取り巻く事業環境の変化に柔軟に対応し、企業価値及び業績のさらなる向上を目指し、お客様、取引先及び従業員の安全を最優先に考え、関係機関と連携しながら様々な取り組みを実施してまいります。

- ① 移動体通信関連事業
 - ・既存店の収益性を向上させるため、顧客ニーズが高い商材の提案や対面 での接客を強みとしたサービスを提供してまいります。
 - ・収益性の高い店舗網を拡大するため、新店及び集客力のある好立地への 店舗移転改装については、市場動向を見極めつつ、販売予測、投資採算性 等を慎重に検討し決定してまいります。
 - ・店舗における生産性を高めるため、店舗オペレーションの改善やお客様 の待ち時間の短縮化、独自イベントの開催等、お客様との継続的な関係強 化に取り組んでまいります。

② 不動産事業

- ・情報収集と顧客開拓を進め、入居機会を的確に捉えることで、引き続き 不動産業者とのリレーションシップ強化を行ってまいります。
- ・賃貸オフィスビル及び賃貸マンションの効率運営により、安定した収益 確保を目指してまいります。

③ リゾート事業

・複数のゴルフ場及びゴルフ練習場をオペレーションすることで、集客力の向上や運営の効率化を図る体制を整え、経営効率を高めるとともに施設整備を行い、魅力的なサービスを提供し、売上・利益の拡大を図ってまいります。

④ 人材の採用と育成、職場環境の整備

・新卒・中途ともに優秀かつ即戦力としての人材確保に向けて多面的な採 用活動を続けております。企業の持続的な成長・発展を実現するためには 従業員一人ひとりが向上心を持って持続的に成長していくことも重要と考 **えておりますので、様々な事業や業務にチャレンジできる環境の整備及び** 多様な働き手を支援する環境を整備してまいります。

(5) 主要な事業内容(2025年4月30日現在)

当社グループは、移動体通信機器の販売を主たる業務とする移動体通信関 連事業、賃貸ビル・賃貸マンションの不動産賃貸を主たる業務とする不動産 事業、ゴルフ場・ゴルフ練習場の運営を主たる業務とするリゾート事業を展 開しております。

(6) 主要な事業所(2025年4月30日現在)

当社の主要な事業所

本社 名古屋市中区

子会社 4社 株式会社トーシンモバイル 名古屋市中区

営業店舗

「ソフトバンクショップ 29店舗(直営店6店舗 代理店23店舗)]

愛知県 15店、静岡県 13店、三重県 1店

23店舗(直営店6店舗 代理店17店舗)] 「auショップ

愛知県 16店、静岡県 2店、岐阜県 3店、

三重県 2店

「ワイモバイルショップ 1店舗(代理店1店舗)]

愛知県 1店

トーシンリゾート株式会社 名古屋市中区

「ゴルフ場 3 コース]

岐阜県加茂郡富加町 三重県津市美里町

TOSHIN Golf Club Central Course 岐阜県関市武芸川町 TOSHIN さくら Hills Golf Club TOSHIN Princeville Golf Course

[ゴルフ練習場]

愛知県春日井市出川町 リバーデールゴルフクラブ

トーシンコーポレーション株式会社 名古屋市中区

株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部 愛知県田原市

(7) **従業員の状況** (2025年4月30日現在)

			事	業部	門				従業員数	前連結会計年度末比増減
移	動	体	通	信	関	連	事	業	28名	44名減
IJ	2	j	_		١	事	Į.	業	33名	8名減
不		動		産		事		業	2名	1名減
そ				0)				他	2名	1名減
本								社	12名	12名減
				合計	-				77名	66名減

⁽注) 従業員数にはパートタイマー、契約社員、派遣社員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年4月30日現在)

借					入					先	借	;	入	額
株	式	会	社	Ξ	菱	U	F	J	銀	行			5, 305	百万円
株	式	会	社	Ξ	井	住	=	友	銀	行			2, 803	
株	式	会	ř	社	+		六		銀	行			1, 243	
株	式	会	ŧ	社	静		岡		銀	行			974	
瀬	Ī	Ħ		信	F	Ħ		金		庫			936	

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年4月30日現在)

① 発行可能株式総数

25,500,000株

② 発行済株式の総数

6,536,800株(うち自己株式71,941株)

③ 株主数

9,810名

④ 大株主(上位10名)

株	株 主				持	株	数	持	株	比	率
株式	会 社 :	ў т	ツ	<u>١</u>		2, 172, 40	0株		3	33. 60%)
石	田	信		文		395, 30	0			6. 11	
石	田	ゆ	カゝ	ŋ		305, 20	0			4. 72	
光 通	信 株	式	会	社		219, 10	0			3. 38	
トーシ	ングループ	従業」	員持棋	长会		171, 28	9			2.64	
ソフ	トバンク	株	式 会	社		144, 00	0			2. 22	
JPモ	ルガン証	券 株	式 会	社		72, 60	0			1. 12	
三井住	友信託銀	行 株	式 会	社		72, 00	0			1. 11	
Щ	田そ	0)	子		58, 98	0			0.91	
株式	会 社 オ	- L	ノン	ジ		50, 050	0			0.77	

- (注) 1. 当社は、自己株式71,941株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は自己株式 (71,941株) を控除して計算しております。
 - ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況 該当事項はありません。
 - ⑥ その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年4月30日現在)

地	ſ	立	氏		4	Z ₁	担当及び重要な兼職の状況
代表	長取締役社	長	石	田	信	文	トーシンリゾート株式会社 代表取締役トーシンコーポレーション株式会社 代表取締役株式会社トーシンモバイル 代表取締役株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部 代表取締役
取	締	役	石	田	雅	文	営業部営業統括本部長 トーシンリゾート株式会社 取締役 トーシンコーポレーション株式会社取締役 株式会社トーシンモバイル取締役 株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部 取締役
取	締	役	石	田	ゆか	ŋ	管 理 部 長 (財 務 担 当) トーシンリゾート株式会社 監査役トーシンコーポレーション株式会社 監査役株式会社トーシンモバイル 監査役株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部 監査役
取	締	役	旭 (戸籍 ₋	萌 比氏名	々 田中萌々	子子)	社長室長兼管理部長 (総務人事担当) トーシンリゾート株式会社 取締役 トーシンコーポレーション株式会社 取締役 株式会社トーシンモバイル 取締役 株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部 取締役
取	締	役	[FIT]	曽	克	彦	
取	締	役	深	谷	隆	雄	税 理 士 法 人 タ ッ ク ス ・ ラ ボ 社 会 福 祉 法 人 ク レ ッ シ ュ 監事A M G 都 市 開 発 株 式 会 社 社 外 監 査 役A M G ・ H O M E S 株 式 会 社 社 外 監 査 役AMG・ I NNOVATION株式会社 社 外 監 査 役株 式 会 社 三 漣 社 外 監 査 役
監	查	役	加	藤	悦	生	株式会社日本アドシステム 代表取締役 一般社団法人まちの活力創生協会 代表理事
監(查 常 勤	役)	阿	剖	3	満	
監	查	役	鈴	木	真	司	鈴 木 真 司 法 律 事 務 所 所 長
監	查	役	小	林	修	_	コバヤシアーキテック 代表

(注) 1. 取締役阿曽克彦氏、深谷隆雄氏は、社外取締役であります。

- 2. 当社は取締役阿曽克彦氏及び監査役鈴木真司氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 3. 監査役阿部満氏、鈴木真司氏、小林修一氏は、社外監査役であります。
- 4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、以下のとおりであります。
- ・取締役由比藤一真氏は、2025年4月3日付けで辞任により取締役を退任いたしました。 なお、退任時における担当は管理部長(経理担当)、重要な兼職は株式会社トーシンモ バイル監査役でありました。
- ・監査役加藤悦生氏は、2024年7月30日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任し、2024年7月30日付けで当社監査役に就任いたしました。
- ・取締役深谷隆雄氏は、2024年7月30日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任し、2024年7月30日付けで当社取締役に就任いたしました。
- 5. 当事業年度末日後の取締役及び監査役の異動は、以下のとおりであります。
- ・代表取締役石田信文氏は、事業年度末日後の2025年10月25日付けで辞任により、当社取締役、トーシンリゾート株式会社、トーシンコーポレーション株式会社、株式会社トーシンモバイル及び株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部の代表取締役を退任いたしまし

た。

- ・取締役阿曽克彦氏は、2025年7月29日開催の第39期定時株主総会休会の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
- ・監査役阿部満氏は、2025年7月29日開催の第39期定時株主総会休会の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
- ・監査役小林修一氏は、事業年度末日後の2025年7月29日付けで辞任により、当社監査役を退任いたしました。
- ・石田雅文氏は2025年7月29日付けで当社代表取締役、トーシンリゾート株式会社、トーシンコーポレーション株式会社、株式会社トーシンモバイル及び株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部の代表取締役に就任いたしました。
- ・奥村竜弥氏は2025年7月29日開催の第39期定時株主総会において、取締役に選任され就 任いたしました。
- ・牧俊夫氏は2025年7月29日開催の第39期定時株主総会において、監査役に選任され就任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

役員報酬額は役位、在職期間における実績、社内バランス、会社の業績等を総合 的に勘案し、合理的に決定しております。

当社は、2021年3月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

- 1) 当社の取締役の報酬は、優秀な人材の確保と維持、業績向上のインセンティブ の観点から、それぞれの職責に見合った報酬の体系、水準としております。
- 2) 報酬の体系、水準については、経営機能の変化、他社の水準等の外部データ等

を勘案し、その妥当性を常に検証します。

- 3)業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と、会社業績に応じて変動する業績連動報酬等並びに非金銭報酬等、退職慰労金で構成しております。
- 4) なお、社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支給するものとしております。
- 2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役職、職責、在任年数に応じて 他社水準、当社業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定し しております。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標である営業利益を反映した現金報酬とし、中長期計画の達成度、当社グループの経営状況等当社が目標とする一定の水準が達成された場合に、賞与として一定の時期に支給するものとしております。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上に向けた取組や株主の皆様との一層の価値共有を促進することを目的として、ストックオプションを採用し、中長期計画の達成度、当社グループの経営状況等当社が目標とする一定の水準が達成された場合に支給するものとしております。

4. 基本報酬の額、業績連動報酬等又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等 の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、役位別に決定するものとしております。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役石田信文氏がその具体的内容の決定について委任を受けるものとします。委任理由は、当社全体の業績等を勘定しつつ各取締役の担当部門について評価を行うためには、代表取締役が適任していると判断したためであります。その権限の内容は、定款又は株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内において各取締役の基本報酬の額及び賞与の額の決定とします。なお、ストックオプションについては、基本報酬月額及び株式公正価値をもとに、取締役会で取締役個人別の割当数を決定するものとしております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

	報酬等の	報酬等の	種類別の総額	(百万円)	対象となる	
役員区分	総 額(百万円)	基本報酬	業績連動報酬等	非 金 銭 報 酬 等	役員の員数 (名)	
取 締 役 (うち社外取締役)	135 (3)	135 (3)	- (-)	(-)	8 (3)	
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (4)	5 (4)	- (-)	(-)	5 (4)	
合 計 (うち社外役員)	139 (7)	139 (7)	- (-)	(-)	13 (7)	

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、1996年2月28日開催の定時株主総会において年額400百万円 以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株 主総会終結時点の取締役の員数は7名です。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、1996年2月28日開催の定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - 1. 監査役鈴木真司氏は、鈴木真司法律事務所の所長であります。兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
 - 2. 監査役小林修一氏は、コバヤシアーキテックの代表であります。 兼職先と当社と の間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況

							取締役会(18回開催)	監査役会((12回開催)
							出席回数	出 席	出席回数	出 席 率	
取約	締	足	冏	曽	克	彦	18回	10	0%	-	1
取約	締	足	深	谷	隆	雄	18回	10	0%	3回	100%
監	查	是	冏	台	13	満	18回	10	0%	12回	100%
監	查	足	鈴	木	真	司	18回	10	0%	12回	100%
監	查	戊	小	林	修	_	18回	10	0%	12回	100%

・取締役会及び監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要

取締役阿曽克彦氏は、主に企業経営の豊富な経験と実績、見識から発言を行って おります。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経 営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。

取締役深谷隆雄氏は、取締役会及び監査役会において、主に税務の専門的見地から発言を行っております。

監査役阿部満氏は、取締役会及び監査役会において、主に長年の金融機関及び不動産業界で培われた豊富な経験と実績、見識から発言を行っております。

監査役鈴木真司氏は、取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門 的見地から発言を行っております。

監査役小林修一氏は、取締役会及び監査役会において、主に企業経営の経験と実績、見識から発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人アリア

(注) 当社の監査法人は次の通り交代しております。

第38期(連結・個別) 監査法人東海会計社

第39期(連結・個別)第3四半期まで 有限責任中部総合監査法人(一時会計監査人)

第39期(連結・個別) 監査法人アリア

② 報酬等の額

	有限責任中部総合監査法人	監査法人アリア
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円	42,500千円
当社及び子会社が会計監査人 に支払うべき金銭その他の財産上の 利益の合計額	25,000千円	187,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法 に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません ので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しており ます。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積も りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査 人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
 - 3. 当社及び子会社が監査法人アリア及び有限責任中部総合監査法人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、過年度の訂正報告書に関する監査証明業務に基づく報酬を含んでおります。
 - 4. 上記以外に、過年度の訂正報告書に関する監査証明業務に基づく報酬が、監査法人東海会計社に対して36,300千円発生しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議を経たうえで会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人東海会計社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び当該体制の運用 状況は以下のとおりであります。

- ①取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため の体制
- イ. 取締役及び使用人が法令遵守、定款遵守、公正性、倫理性を持ち行動する ためのコンプライアンス体制に係る指針として「トーシン行動指針」はありま すが、コンプライス意識の鈍麻・欠如は否めません。
- ロ. 当社及び当社グループ各社における法令遵守の観点からこれに反する行為 を早期に発見し是正するため、グループ従業員を対象とした「内部通報制度」 として「トーシンアラーム」を設置しております。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、各種会議の議事録等の文書及び電磁的記録は、関係規程並びに法 令に基づき、担当部署及び責任者を定め、適切に保存及び管理する。

③損失の危険の管理に関する規定その他の体制

リスク・コンプライアンス委員会を設置する。この委員会はリスク管理・コンプライアンス管理を統括する組織として、個々のリスク(経営戦略、業務運営、環境、災害グループ全体のリスク)を網羅的・総括的に管理する体制を確保する。また、リスク・コンプライアンス規程を制定する。

リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長、管理部長(総務人事担当)、管理部長(経理担当)、管理部長(財務担当)、監査役(非常勤監査役及び社外監査役を含む。)、内部監査室従業員及びそれに準ずる者を構成単位とし、2か月に1回開催し、決議要件は構成員の過半数による決議とする。リスク・コンプライアンス委員会から発出された意見については、取締役会は合理的な理由なく排除できないものとする。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行えることを確保するための体制
- 取締役及び監査役で構成する取締役会を毎月開催して、重要項目について審 議及び決定を行い、必要に応じ適宜開催する。
- ⑤当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の 適正を確保するための体制

グループ共通の基本理念と基本方針を制定し、関係会社管理規程を設定する。内部監査室による継続的な業務の適正性及び運営状況を実地監査する。

しかしながら、①イに記載していた事項、また第三者委員会からの内部監査 の不備などの指摘もあり、当該体制は機能していたとは言えないため、今後の 改善を図ってまいります。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該 使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の要請があった場合は職務を補助するスタッフを配置する。監査役スタッフの任命は、取締役の推薦により監査役会が行うが、当該スタッフの監査役会での職務については、取締役からの干渉を受けない体制とする。

- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告する体制その他の監査役への報告に関する 体制
- イ. 会社及びグループ各社の業務・財務に重大な影響、損害を及ぼすおそれが ある事実を発見したときは、当該事実に関する事項。
- ロ. 会社及びグループ各社の役職員が法令又は定款に違反する行為をし、又は、これらの行為を行うおそれがあると考えられるときは、その旨。
- ハ. 監査役(会)から業務執行に関する事項の報告を求められた取締役及び使 用人は、速やかに当該事項につき報告を行う。

しかしながら、当該体制は十分に機能していたとは言えないため、今後の改善を図ってまいります。

- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 代表取締役社長直属の組織として内部監査室を設置し、監査役と緊密な連携を保ち、監査役に対し内部監査結果の報告を行う。
- 口. 代表取締役社長及び取締役との定期的会合を開催し情報交換を行う。
- ハ. 取締役は、監査役による重要な会議への出席及び重要文書の閲覧、子会社 の実地監査等の監査活動に積極的に協力する。
- ⑨財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の定めにより、財務諸表に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り、財務諸表の信頼性と適正性を確保する。

しかしながら、2025年4月期には決算訂正を行う必要性が生じ、訂正報告書を提出しております。財務報告を行う体制に種々の不備が認められ、当該体制については今後の改善が必要なものと考えております。

⑩反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

取締役及び使用人が遵守すべき行動指針において、企業倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって、業務を誠実かつ公正に遂行することを表明しており、反社会勢力や団体との関係は一切遮断し、不当要求に対しても毅然とした対応で臨み拒絶する。

当社は、2025年9月4日付「第三者委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社において不適切な会計処理が行われた疑いについて第三者委員会による調査を行い、その結果を取りまとめた報告書を受領いたしました。当該報告書においては、当社及び子会社における不適切な会計処理の存在やそれらが生じた原因・背景について明らかにされ、再発防止策の提言を受けました。

当社は、こうした事態に至ったことを深く反省し、二度と同様の過ちを繰り 返さぬよう抜本的な組織構造の改革を進め、コンプライアンス前提の誠実な経 営に取り組んでまいります。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分につきましては、経営の重要政策の一つと認識しており、将来にわたる安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保金を確保しつつ、株主の皆様に安定的に利益還元を行うことを基本方針としております。

しかしながら、当期につきましては、親会社株主に帰属する当期純損失は84百万円を計上したこと、当社の財務状態、経営環境等を総合的に勘案し、誠に遺憾ながら2025年4月30日を基準日とする期末配当につきまして無配とすることといたしました。年間配当金は、すでに実施しました中間配当金の1株当たり10円となります。

株主の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお 詫び申し上げます。

連結貸借対照表

(2025年4月30日現在)

資 産 0	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金 額
流 動 資 産	6, 180, 524	流 動 負 債	10, 639, 457
現金及び預金	3, 084, 750	買 掛 金	1, 853, 694
	0,001,100	短 期 借 入 金	5, 350, 000
売 掛 金	2, 822, 318	1年内返済予定の長期借入金	1, 059, 632
商品及び製品	133, 012	1年内償還予定社債	150,000
		未 払 金	197, 978
原材料及び貯蔵品	37, 321	リース債務	98, 642
その他	196, 761	未払法人税等	366, 074
A 11 15 171 A		賞 与 引 当 金	22, 203
貸倒引当金	△93, 639	訂正関連費用引当金	407, 583
固 定 資 産	18, 334, 270	その他	1, 133, 647
┃ ┃ 有 形 固 定 資 産	17 675 051	固定負債	11, 470, 945
有 形 固 定 資 産	17, 675, 851	社	825, 000
建物及び構築物	6, 319, 004	長期借入金 リース債務	8, 585, 058 430, 883
土地	9, 760, 321	退職給付に係る負債	23, 400
	3, 100, 021	役員退職慰労引当金	123, 338
リース資産	418, 701		665, 176
 建 設 仮 勘 定	1, 120, 720	資産除去債務	22, 592
		デリバティブ債務	10, 940
そ の 他	57, 104	その他	784, 555
無形固定資産	151, 722	負 債 合 計	22, 110, 402
 投 資 そ の 他 の 資 産	506, 696	純 資 産 の	の部
投員での他の負性	500, 696	株 主 資 本	2, 346, 418
投 資 有 価 証 券	95, 663	資 本 金	742, 099
 長期貸付金	35, 776	資 本 剰 余 金	880, 617
	33,110	利 益 剰 余 金	773, 586
敷 金 保 証 金	207, 964	自 己 株 式	△49, 885
 繰 延 税 金 資 産	20, 153	その他の包括利益累計額	42, 371
		その他有価証券評価差額金	42, 371
そ の 他	147, 138	非支配株主持分	30, 394
操 延 資 産	14, 793	純 資 産 合 計	2, 419, 185
資 産 合 計	24, 529, 587	負債・純資産合計	24, 529, 587

連結損益計算書

 (2024年5月1日から 2025年4月30日まで)

		科	ŀ							目			金	額
売					上				高					17, 477, 470
売			上			原			価					14, 190, 582
売			上			総			利			益		3, 286, 888
販	売	費	及	U	· —	般	管	理	費					3, 241, 941
営				業				利				益		44, 946
営		業	É		外		収		益					92, 849
	受				取			利				息		703
	受			取		酉	5		当			金		2, 373
	デ		IJ	バ	テ	-	ſ	ブ	評	ſ	西	益		10,711
	そ					0	0					他		79,060
営		業	É		外		費		用					169, 792
	支				払			利				息		163, 625
	そ					0	0					他		6, 166
経				常				損				失		31, 996
特			別			利			益					1, 081, 960
	固		定		資	產	Ĕ	売		却		益		1, 081, 960
特			別			損			失					487, 316
	減				損			損				失		635
	そ		0)		他	牛	寺	别		損		失		486, 681
税	金	속	-	調	整	前	当	期	糸	屯	利	益		562, 647
	法	人			住	民	税	及	V,	事	業	税		183, 178
	過		年		度	注		人		税		等		213, 223
	法		人		税	속		訓		整		額		243, 485
	法)		移		4	等		合		計		639, 887
当			期			純			損			失		77, 239
非				主に				る当						7, 287
親	会	社 ;	株 :	主 に	- 帰	属	す	る当	当期] 純	損	失		84, 527

連結株主資本等変動計算書

(2024年5月1日から 2025年4月30日まで)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	742, 099	880, 617	2, 107, 320	△49, 671	3, 680, 366
誤謬の訂正による 累積的影響額			△1, 119, 903		△1, 119, 903
遡及処理後当期首残高	742, 099	880, 617	987, 417	△49, 671	2, 560, 463
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△129, 301		△129, 301
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益			△84, 527		△84, 527
自己株式の処分			△1	62	60
自己株式の取得				△276	△276
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)					
当期変動額合計	-	-	△213, 830	△214	△214, 044
当 期 末 残 高	742, 099	880, 617	773, 586	△49, 885	2, 346, 418

	その他の包括	舌利益累計額		
	その他有価証 券評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	38, 702	38, 702	10, 367	3, 729, 436
誤謬の訂正による 累 積 的 影 響 額			12, 740	△1, 107, 162
遡及処理後当期首残高	38, 702	38, 702	23, 107	2, 622, 273
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△129, 301
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益				△84, 527
自己株式の処分				60
自己株式の取得				△276
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	3, 669	3, 669	7, 287	10, 956
当期変動額合計	3, 669	3, 669	7, 287	△203, 088
当 期 末 残 高	42, 371	42, 371	30, 394	2, 419, 185

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループでは、手元資金を上回る多額な有利子負債を有しており、当連結会計年度末の当社グループの流動比率(=流動資産/流動負債)は、58.1%となっております。このような財務状況の中、不適切会計による決算訂正により、借入契約のコベナンツに抵触することとなった上、不適切会計に関連した監査費用及び調査費用などの訂正関連費用や税務調査での追徴税額等の支払により、当連結会計年度末日後の、当社グループの資金繰りが悪化し、借入金の返済の継続が困難となったため、返済期限の延長を取引金融機関にお願いする事態が生じております。このような状況により、当社グループは、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。 当社グループは、このような事象又は状況を解消するために、取引金融機関の金融支援を継続して頂けるよう今回の不適切会計問題を踏まえた内部管理体制の改善を早急に実施してまいります。また、保有資産の売却により借入金の返済資金等を確保してまいります。 しかしながら、現時点においては、上記の対応策は実施途上であり、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不 確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数 4社

・連結子会社の名称 トーシンリゾート株式会社

トーシンコーポレーション株式会社

株式会社トーシンモバイル

株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社(株式会社プラチナム)は、当期純損益(持分に見合 う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計 算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用 範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算目が連結決算目と異なる会社は次のとおりであります。

会社名

決算日

トーシンコーポレーション株式会社

10月31日 ※

株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部 10月31日 ※

※連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

- (4) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、

売却原価は総平均法により算定) 以外のもの

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

商品

移動体通信機器

個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げ

による方法)

その他の商品

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切

下げによる方法)

• 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿

価切下げによる方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日 以降に取得した建物 (建物附属設備を除く)並びに 2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築 物については、定額法を採用しております。

口. 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。償却年数については、法 人税法に規定する方法と同一の基準によっておりま す

ソフトウエア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と 同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース 資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零と する定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

社債発行費について、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

口. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、役員退職慰労金 規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上してお ります。

二. 訂正関連費用引当金

過年度における不適切な会計処理等の訂正に関連する 第三者委員会調査費用、訂正報告書等作成費用、訂正 監査費用の支払い及び法令・開示規則への抵触に伴う 損失の発生に備えるため、今後の損失見込額を訂正関 連費用引当金として計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(移動体通信関連事業)

主に顧客に対しスマートフォンの販売、並びに通信事業者が提供する通信サービスの利用契約の取次を行うことによる対価として通信事業者から手数料を収受しております。

このような商品の販売又はサービスの提供については、顧客に商品を引き渡した時点、 又は代理店契約に基づく役務の提供が完了した時点で収益を認識しております。ただし、 連結子会社の代理店に対する商品の販売については、出荷時から顧客による検収時までの 期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売時に顧客へのサービス等の還元が、取引価格を算定するうえで実質的 な値引となるものについては、収益から減額した純額を認識しております。

また、商品販売のうち、連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他 の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純 額を収益として認識しております。

(不動産事業)

当社及び連結子会社の所有する賃貸不動産において、「リース取引に関する会計基準」 (企業会計基準第13号)に従い、賃借人である顧客との間に締結した賃貸借契約に基づき、賃貸借期間にわたって賃料を収受し、収益として認識しております。

(リゾート事業)

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に 収受する金額で収益を認識しております。

ゲストフィー、キャディフィー、レストラン収入等は顧客がゴルフ場及びゴルフ練習場。レストランを利用した時点で収益を認識しております。

年会費は、会員のゴルフ場の施設利用機会の提供を履行義務として認識しており、当該 履行義務は時の経過につれて充足されるため期間按分により収益を認識しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める 繰延消費税等については、投資その他の資産のその他 に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のも のについては、発生年度に費用処理しております。

3. 誤謬の訂正に関する注記

当社は、2024年12月13日付「第三者委員会設置のお知らせ」及び2025年2月13日「第三者委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社連結子会社である株式会社トーシンモバイルのキャッシュ・バック取引の一部でその一部が未精算、未計上になっている疑義が生じた事実を含む不適切な会計処理の疑いのある事案に関して、2025年2月13日付で、第三者委員会より調査報告書を受領いたしました。(以下、「第1事案」といいます。)

また、2025年8月29日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」および2025年9月4日付「第三者委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社連結子会社である株式会社トーシンモバイルの売上取引の一部で計上根拠の信びよう性に疑義が生じた事実を含む不適切な会計処理の疑いのある事案に関して、2025年8月29日付で、第三者委員会より調査報告書を受領いたしました。(以下、「第2事案」といいます。)

以上2度にわたる第三者委員会の調査を受け、過年度の不適切な会計処理が判明したことから、過年度における誤謬の訂正を行いました。

当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度の期首の純資産に反映しております。この結果、連結株主資本変動計算書の期首残高は、利益剰余金が1,119,903千円減少しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産 (主に移動体通信関連事業セグメントに属しております。)	17,675,851千円
無形固定資産 (主に移動体通信関連事業セグメントに属しております。)	151,722千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で減損の兆候を把握しております。

減損の兆候とは、営業活動から生ずる損益等のマイナスが継続、経営環境の著しい悪 化、市場価額の著しい下落等が該当します。

減損の兆候があると認められた場合、当該資産又は当該資産グループから得られる将来 キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価 額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたします。なお、回収可能価額は使用 価値又は正味売却価額のいずれか高い金額によって決定しております。

また、当該見積りはこれまでの運営実績、将来の賃貸市場を考慮した事業計画等に基づきおこなっておりますが、不動産賃貸市況の変化により、前提条件や事業環境などに変化が見られた場合には、将来において減損損失の認識が必要になる等、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

5. 追加情報

(不適切会計の訂正について)

当社は、前任監査人からの指摘を受け、子会社株式会社トーシンモバイルでの2023年4月期から2024年4月期の移動体通信関連事業における二次代理店向け代理店精算において、財務報告用資料と実際の代理店精算用資料の2種類が存在しており、かつ財務報告用資料において二次代理店向けの端末販売等の売上高が過大計上となっており、その結果として帳簿上未回収となっている売掛金が存在している疑義が判明致しました。当社は当該疑義についての真相を究明するため、2025年5月9日に第三者委員会を設置し調査を実施し、2025年8月29日付で第三者委員会から調査報告書を受領し、2025年9月4日に調査結果を公表しましたが、当該調査の結果、上記疑義は役員が関与した不正による虚偽表示であったことが判明した他、2020年4月期から2025年4月期第3四半期の決算においてグループ全体から多数の虚偽表示が発見されたため、当社は、これらの虚偽表示について今回訂正を行いました。また、第三者委員会の調査では、調査範囲の制約により、不正の動機を含めた全容解明には至りませんでしたが、経営トップの倫理観・誠実さを欠いた姿勢や言動、ガバナンスの機能不全、コンプライアンス意識の鈍麻・企業会計に対する理解不足などの内部管理体制の問題が明らかとなりました。

当社では第三者委員会の指摘や提言を受けた再発防止策の策定と実行が未了であり、今回の訂正処理の正確性や網羅性についての自主的な検証も完了しておりません。これらの自主的な検証の結果、新たな虚偽表示が識別された場合には、連結計算書類に重要かつ広範な影響を及ぼす可能性がありますが、その影響を反映させる場合における連結計算書類項目及び金額並びに注記が明らかでないため連結計算書類には反映していません。

当社グループは、内部管理体制の改善に努め、必要な是正を図ってまいります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

定期預金	160,000千円
建物及び構築物	4,029,724千円
土地	6,604,413千円
	10.794.137千円

上記の資産は、短期借入金2,436,704千円、1年内返済予定の長期借入金491,456千円、長期借入金7,604,744千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

4,513,573千円

(3) 偶発債務

①元従業員からの訴訟

当社及び子会社の株式会社トーシンモバイルは、元役職員11名より解雇等の懲戒処分の無効と 不払いの賃金や退職金の計59百万円及びその遅延損害金の支払いを求める地位確認等訴訟を 2025年6月18日付で名古屋地方裁判所に提起され、係争となっております。

②取引先からの請求

子会社の株式会社トーシンモバイルは、元派遣社員が行った不正な契約について、代理店契約を行っている通信キャリアから受取済みの販売手数料の返還を含む損害賠償金25百万円の支払請求や業務改善のための措置を2025年6月19日付けで受けております。当社は、業務改善を進めるとともに、上記支払い請求について不正を行った元派遣社員の派遣会社へ損害の求償を求めております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株	式の	り種	類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普	通	株	式	6,536,800株	-株	-株	6,536,800株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	71,621株	410株	90株	71,941株

- (注)1. 自己株式の株式数の増加410株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 - 2. 自己株式の株式数の減少90株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。
- (3) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等
 - イ、2024年6月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 64,651千円

・1株当たり配当額 10円

・基準日 2024年4月30日・効力発生日 2024年7月12日

ロ. 2024年12月6日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額 64,649千円

・1株当たり配当額 10円

・基準日 2024年10月31日・効力発生日 2025年1月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については、主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関して、当社グループは期日及び残高を管理しており、信用状況を把握する体制をとっております。

投資有価証券は、主に株式であり、定期的に時価の変動を把握しております。

長期貸付金は、主に土地所有者への建物建設に伴う資金として、店舗建物所有者のリスクに晒されております。

買掛金及び未払金については、ほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。借入金、 社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務の使途は運転資金及び設備投資資金 であります。

デリバティブは借入金の変動金利リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。なお、デリバティブは社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれら差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表価額10,000千円)は「投資有価証券」には含まれておりません。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	85, 663	85, 663	_
長期貸付金	35, 776	33, 729	△2, 047
社債(注1)	(975,000)	(939, 617)	35, 382
長期借入金(注2)	(9, 644, 690)	(9, 153, 409)	491, 280
リース債務 (注3)	(529, 525)	(502, 648)	26, 877
デリバティブ取引(注4) ヘッジ会計が適用されてい ないもの	(10, 940)	(10, 940)	_
ヘッジ会計が適用されてい るもの	_	_	-

- (※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。
- (注1) 1年内償還予定の社債を含んでおります。
- (注2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。
- (注3) 1年内返済予定のリース債務を含んでおります。
- (注4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味 の債務となる項目については、()で示しております。

※金融商品の時価算定に関する事項

・現金及び預金、売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいとみなしており、記載を 省略しております。

・買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいとみなしており、記載を 省略しております。

(3) 金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価 の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価						
	レベル1	レベル2	レベル3	合計			
投資有価証券 その他有価証券 株式 デリバティブ取引	85, 663	_	_	85, 663			
金利関係	-	10, 940	_	10, 940			

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

E7 /\		時	価			
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
長期貸付金	_	33, 729	_	33, 729		
社債	_	939, 617	_	939, 617		
長期借入金	_	9, 153, 409	_	9, 153, 409		
リース債務	_	502, 648	_	502, 648		

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 (投資有価証券)

上場株式を保有しており、上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は 活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(デリバティブ取引)

金利スワップの時価は取引先の金融機関より提示された時価により、金利等の観察可能なインプットを用いて算定されており、レベル2の時価に分類しております。

(長期貸付金)

長期貸付金の時価は、その将来キャッシュ・フローと国債の利率(国債がマイナスの場合は、割引率をゼロとしております。)等適切な指標に基づく利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(社債、長期借入金、リース債務)

社債、長期借入金、リース債務(いずれも1年内に返済又は償還するものを含む)の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、現在割引価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	移動体通信 関連事業	不動産 事業	リゾート 事業	計	その他	合計
一定時点で移転される財	15, 068, 246	6, 807	1, 395, 445	16, 470, 500	11, 234	16, 481, 734
一定期間にわたり移転される財	4, 416	_	75, 887	80, 303	_	80, 303
顧客との契約から生じる収益	15, 072, 662	6, 807	1, 471, 333	16, 550, 803	11, 234	16, 562, 038
その他の収益	_	915, 432	_	915, 432	ı	915, 432
外部顧客への売上高	15, 072, 662	922, 240	1, 471, 333	17, 466, 236	11, 234	17, 477, 470

- (注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。
- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
 - 「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項⑥重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね2ヶ月以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高は以下のとおりであります。

(単位: 千円)

	当連結会計年度
契約資産	
期首残高	_
期末残高	_
契約負債	
期首残高	38, 098
期末残高	49, 811

連結貸借対照表上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。契約負債は主に連結子会社が提供するサービスのうち、当連結会計年度末時点において、履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、

38,098千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、愛知県において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸ビル及び賃貸マンションを有しております。2025年4月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は498,123千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上)であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

ſ		連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の	
	当連結会計 年度期首残高	当連結会計 年度増減額	当連結会計 年度末残高	時価
ſ	13, 423, 786千円	△1,806,452千円	11,617,333千円	15,627,135千円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 - 2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は名古屋市中村区の賃貸用オフィスビル (土地を含む)の売却(1,557,272千円)であります。
 - 3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

369円50銭

(2) 1株当たり当期純損失

13円07銭

12. 重要な後発事象に関する注記

1. 継続企業の前提に関する注記 に記載のとおり、当連結会計年度末日後に、不適切会計に関連した監査費用及び調査費用などの訂正関連費用や税務調査での追徴税額等の支払により、当社の資金繰りが悪化し、借入金の返済の継続が困難となったため、返済期限の延長を取引金融機関にお願いする事態が生じており、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる状況が発生しております。

貸借対照表

(2025年4月30日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産	3, 336, 033	流 動 負 債	7, 119, 130
現金及び預金	2, 777, 940	買 掛 金	971
売 掛 金	31, 567	短 期 借 入 金	4, 500, 000
商品及び製品	29, 364	1年内返済予定の長期借入金	808, 464
原材料及び貯蔵品	· ·	1年內償還予定社債	80,000
	70	リース債務	8, 815
前 払 費 用	48, 508	未 払 法 人 税 等	1, 038, 384 213, 605
未 収 入 金	388, 070	一	11, 609
そ の 他	60, 511	前受金	37, 628
固 定 資 産	13, 387, 610	賞 与 引 当 金	7, 100
有 形 固 定 資 産	11, 142, 813	訂正関連費用引当金	407, 583
建物	4, 445, 783	そ の 他	4, 967
構築物	96, 724	固 定 負 債	8, 872, 487
車両運搬具	0	社債	500, 000
機械及び装置	-	長期借入金	6, 430, 204
"" "" " " " " " " " " " " " " " " " "	140	リ ー ス 債 務 資 産 除 去 債 務	10, 922
工具、器具及び備品	2, 104	資 産 除 去 債 務 B	17, 018 4, 496
土 地	5, 456, 701	世 概 和 刊 刊 ヨ 並 役員退職慰労引当金	123, 338
リース資産	20, 638	受入敷金保証金	370, 491
建設仮勘定	1, 120, 720	デリバティブ債務	10, 940
無形固定資産	113, 829	関係会社事業損失引当金	908, 097
借地権	111,500	繰 延 税 金 負 債	171, 451
ソフトウェア	0	そ の 他	325, 526
電話加入権	2, 329	負債合計	15, 991, 418
投資その他の資産	2, 130, 967	<u>純資産の</u>	7-1
投資での他の資産	95, 663	株 主 資 本 金	700, 425 742, 099
l	,	資本剰余金	880, 617
関係会社株式	110, 630	資本準備金	880, 617
出資金	10	利益剰余金	△872, 406
長期貸付金	35, 776	利 益 準 備 金	54, 942
関係会社長期貸付金	1, 675, 008	別 途 積 立 金	195, 000
長期前払費用	68, 438	圧 縮 積 立 金	313, 900
敷 金 保 証 金	87, 408	繰越利益剰余金	△1, 436, 248
会 員 権	58, 032	自己株式	△49, 885
	10, 771	評価・換算差額等	42, 371
社債発行費	10, 771	その他有価証券評価差額金 純 資 産 合 計	42, 371 742, 797
資産合計	16, 734, 415	例	16, 734, 415
具	10, 734, 413	只 误 " 祇 貝 佐 盲 計	10, 734, 413

損益計算書

(2024年5月1日から 2025年4月30日まで)

	科		目		金額
売		上	高		1, 243, 763
売	上	原	価		31, 994
売	上	総	利	益	1, 211, 768
販	売 費 及	び 一 般 管	理 費		1, 049, 403
営		業	利	益	162, 364
営	業	外 収	益		73, 625
l	受	取	利	息	25, 218
	受	取 配	픺	金	2, 373
	デ リ	バティ	ブ 評 価	益	10, 711
	そ	の		他	35, 321
営	業	外 費	用		133, 092
	支	払	利	息	122, 148
	社	債	利	息	7, 394
	そ	の		他	3, 549
経		常	利	益	102, 897
特	別	利	益		1, 223, 107
	固 定	資 産	売 却	益	1, 074, 809
	貸 倒	引 当	金 戻 入	益	148, 298
特	別	損	失		986, 243
	減	損	損	失	635
	訂 正 関	連費用引	当金繰入	額	486, 681
	関係会	社事業損失	:引当金繰入	額	498, 927
	そ	0)		他	0
税	引 前	前 当 期	純 利	益	339, 762
	法 人 税	、住民税	及び事業	税	111, 658
	過 年	度 法	人 税	等	213, 223
	法 人	税 等	調整	額	237, 878
	法	. 税	等 合	計	562, 761
当	期	純	損	失	222, 999

株主資本等変動計算書

(2024年5月1日から 2025年4月30日まで)

			株	主	資	4	Z	
	資本金	資本乗	11余金	利	益	剰	余	金
		資本金 資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金	
					圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	合 計
当 期 首 残 高	742, 099	880, 617	880, 617	54, 942	_	195, 000	372, 926	622, 868
誤謬の訂正による 累 積 的 影 響 額							△1, 142, 972	△1, 142, 972
遡及処理後等期首残高	742, 099	880, 617	880, 617	54, 942	_	195, 000	△770, 045	△520, 103
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							△129, 301	△129, 301
当期純利益							△222, 999	△222, 999
圧縮積立金の積立					313, 900		△313, 900	_
自己株式の処分							Δ1	Δ1
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	_	_	_	_	313, 900	_	△666, 203	△352, 302
当期末残高	742, 099	880, 617	880, 617	54, 942	313, 900	195, 000	△1, 436, 248	△872, 406

	株主資本		評価・換	算差額等		
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	△49, 671	2, 195, 914	38, 702	38, 702	2, 234, 616	
誤謬の訂正による 累 積 的 影 響 額		△1, 142, 972			△1, 142, 972	
遡及処理後等期首残高	△49, 671	1, 052, 941	38, 702	38, 702	1,091,644	
当期変動額						
剰余金の配当		△129, 301			△129, 301	
当期純利益		△222, 999			△222, 999	
圧縮積立金の積 立		_			-	
自己株式の処分	62	60			60	
自己株式の取得	△276	△276			△276	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			3, 669	3, 669	3, 669	
当期変動額合計	△214	△352, 516	3, 669	3, 669	△348, 847	
当期末残高	△49, 885	700, 425	42, 371	42, 371	742, 797	

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社では、手元資金を上回る多額な有利子負債を有しており、当事業年度末の当社の流動比率 (=流動資産/流動負債) は、46.9%となっております。このような財務状況の中、不適切会計による決算訂正により、借入契約のコベナンツに抵触することとなった上、不適切会計に関連した監査費用及び調査費用などの訂正関連費用や税務調査での追徴税額等の支払により、当事業年度末日後の、当社の資金繰りが悪化し、借入金の返済の継続が困難となったため、返済期限の延長を取引金融機関にお願いする事態が生じております。このような状況により、当社は、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社は、このような事象又は状況を解消するために、取引金融機関の金融支援を継続して頂けるよう今回の不適切会計問題を踏まえた内部管理体制の改善を早急に実施してまいります。また、保有資産の売却により借入金の返済資金等を確保してまいります。

しかしながら、現時点においては、上記の対応策は実施途上であり、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実 性の影響を計算書類に反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式

総平均法による原価法

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

売却原価は総平均法により算定)

・市場価格のない株式等

総平均法による原価法

③ デリバティブ

時価法

9 / 9/1/1

④ 棚卸資産

・商品

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げによる方法)

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、

• 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿 価切下げによる方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法 (ただし、1998年4月1日以降に取得した 建物 (建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日 以降に取得した建物附属設備及び構築物については、 定額法)によっております。

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。償却年数については、法人 税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ソフトウエア(自社利用分)については、社内におけ る利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース 資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零と する定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費について、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額(期末自己都合退職金要支給額の100%を計上する簡便法)に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、役員退職慰労金 規程に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 訂正関連費用引当金

過年度における不適切な会計処理等の訂正に関連する 第三者委員会調査費用、訂正報告書等作成費用、訂正 監査費用の支払い及び法令・開示規則への抵触に伴う 損失の発生に備えるため、今後の損失見込額を訂正関 連費用引当金として計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における収益を認識する通常の 時点は以下のとおりであります。

(不動産事業)

当社の所有する賃貸不動産において、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準 第13号)に従い、賃借人である顧客との間に締結した賃貸借契約に基づき、賃貸借期間に わたって賃料を収受し、収益として認識しております。

(経営管理料、業務委託費)

子会社からの経営管理料、業務委託費においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める 繰延消費税等については、長期前払費用に計上し5年 間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについて は、発生年度に費用処理しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産 (主に移動体通信関連事業セグメントに属しております。)	11, 142, 813千円
無形固定資産 (主に移動体通信関連事業セグメントに属しております。)	113,829千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で減損の兆候を把握しております。

減損の兆候とは、営業活動から生ずる損益等のマイナスが継続、経営環境の著しい悪 化、市場価額の著しい下落等が該当します。

減損の兆候があると認められた場合、当該資産又は当該資産グループから得られる将来 キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価 額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたします。なお、回収可能価額は使用 価値又は正味売却価額のいずれか高い金額によって決定しております。

また、当該見積りはこれまでの運営実績、将来の賃貸市場を考慮した事業計画等に基づきおこなっておりますが、不動産賃貸市況の変化等により、前提条件や事業環境などに変化が見られた場合には、将来において減損損失の認識が必要になる等、当社の業績に影響を与える可能性があります。

4. 誤謬の訂正に関する注記

当社は、2024年12月13日付「第三者委員会設置のお知らせ」及び2025年2月13日「第三者委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社連結子会社である株式会社トーシンモバイルのキャッシュ・バック取引の一部でその一部が未精算、未計上になっている疑義が生じた事実を含む不適切な会計処理の疑いのある事案に関して、2025年2月13日付で、第三者委員会より調査報告書を受領いたしました。(以下、「第1事案」といいます。)

また、2025年8月29日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」および 2025年9月4日付「第三者委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社連結子会社である株式会社トーシンモバイルの売上取引の一部で計上根拠の信びよう性に疑義が生じた事実を含む不適切な会計処理の疑いのある事案に関して、 2025年8月29日付で、第三者委員会より調査報告書を受領いたしました。(以下、「第2事案」といいます。)

以上2度にわたる第三者委員会の調査を受け、過年度の不適切な会計処理が判明したことから、過年度における誤謬の訂正を行いました。

当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度の期首の純資産に反映しております。この結果、株主資本変動計算書の期首残高は、利益剰余金が1,142,972千円減少しております。

5. 追加情報

(不適切会計の訂正について)

当社は、前任監査人からの指摘を受け、子会社株式会社トーシンモバイルでの2023年4月期から2024年4月期の移動体通信関連事業における二次代理店向け代理店精算において、財務報告用資料と実際の代理店精算用資料の2種類が存在しており、かつ財務報告用資料において二次代理店向けの端末販売等の売上高が過大計上となっており、その結果として帳簿上未回収となっている売掛金が存在している疑義が判明致しました。当社は当該疑義についての真相を究明するため、2025年5月9日に第三者委員会を設置し調査を実施し、2025年8月29日付で第三者委員会から調査報告書を受領し、2025年9月4日に調査結果を公表しましたが、当該調査の結果、上記疑義は役員が関与した不正による虚偽表示であったことが判明した他、2020年4月期から2025年4月期第3四半期の決算においてグループ全体から多数の虚偽表示が発見されたため、当社は、これらの虚偽表示について今回訂正を行いました。また、第三者委員会の調査では、調査範囲の制約により、不正の動機を含めた全容解明には至りませんでしたが、経営トップの倫理観・誠実さを欠いた姿勢や言動、ガバナンスの機能不全、コンプライアンス意識の鈍麻・企業会計に対する理解不足などの内部管理体制の問題が明らかとなりました。

当社では第三者委員会の指摘や提言を受けた再発防止策の策定と実行が未了であり、今回の訂正処理の正確性や網羅性についての自主的な検証も完了しておりません。これらの自主的な検証の結果、新たな虚偽表示が識別された場合には、計算書類等に重要かつ広範な影響を及ぼす可能性がありますが、その影響を反映させる場合における計算書類等項目及び金額並びに注記が明らかでないため計算書類等には反映していません。

当社グループは、内部管理体制の改善に努め、必要な是正を図ってまいります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

 定期預金
 25,000千円

 建物
 3,096,773千円

 土地
 4,058,848千円

 計
 7,180,622千円

上記の他、関係会社の借入金に対して定期預金 (135,000千円) を担保に供しております。

上記の資産は、短期借入金2,436,704千円、1年内返済予定の長期借入金309,2886千円、長期借入金5,656,556千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

1,731,501千円

(3) 債務保証

関係会社の金融機関からの借入金等に対し債務保証を行っております。

トーシンリゾート株式会社

870, 136千円

トーシンコーポレーション株式会社

1,367,720千円

株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部

40,723千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権

304,102千円

② 短期金銭債務

995,498千円

(5) 偶発債務

①元従業員からの訴訟

当社及び子会社の株式会社トーシンモバイルは、元役職員11名より解雇等の懲戒処分の無効と不払いの賃金や退職金の計59百万円及びその遅延損害金の支払いを求める地位確認等訴訟を2025年6月18日付で名古屋地方裁判所に提起され、係争となっております。

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高

344,011千円

② その他の営業取引高

1,102千円

③ 営業取引以外の取引高

24,703千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類 当事業年度期首の株式数		当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数	
普 通 株 式	71,621株	410株	90株	71,941株	

- (注)1. 自己株式の株式数の増加410株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 - 2. 自己株式の株式数の減少90株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	72,078千円
賞与引当金繰入超過額	1,810千円
販売用不動産評価損	25,760千円
ゴルフ会員権評価損	15,664千円
投資有価証券評価損	472千円
資産除去債務	5,208千円
退職給付引当金繰入超過額	1,376千円
役員退職慰労引当金繰入超過額	37,746千円
減価償却超過額	11,211千円
関係会社株式評価損	3,060千円
関係会社事業損失引当金	277,911千円
未払費用	124,735千円
その他	7,478千円
繰延税金資産小計	584,515千円
将来減算一時差異等の合計に係る	584,515千円
評価性引当額	
繰延税金資産合計	一千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△18,775千円
圧縮積立金	△144,238千円
その他	△8,437千円
繰延税金負債合計	△171,451千円
繰延税金資産の純額	△171,451千円

(表示方法の変更)

前事業年度の注記において、独立掲記しておりました繰延税金負債の「資産除去債務に対する除去費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度の注記において「その他」に含めて表示しております。

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立 したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が 行われることになりました。

これに伴い、2026年5月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1)子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ト ー シ ン リ ゾ 六 会 社	直接100.0	資 経 商 代 金 営 品 員 金 財 兼 財 兼 兼 長 日 0 0 申 日 0 0 0 日 日 0 0 0 0 日 日 0 0 0 0 0 0 日 日 0 </td <td>資資受(経料(商債(金金取注営の注品務注) が注品務注 が注品務注 が表記 が表記 が表記 が表記 が表記 が表記 が表記 が表記 が表記 が表記</td> <td>26, 000 12, 225 98, 784 4, 006 870, 136</td> <td>関係会社 長期貸付金 未収入金 売 掛 金</td> <td>748, 000 244, 653 8, 206</td>	資資受(経料(商債(金金取注営の注品務注) が注品務注 が注品務注 が表記 が表記 が表記 が表記 が表記 が表記 が表記 が表記 が表記 が表記	26, 000 12, 225 98, 784 4, 006 870, 136	関係会社 長期貸付金 未収入金 売 掛 金	748, 000 244, 653 8, 206

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ト ー シ ン コーポレーション 株 式 会 社	直接90.0	資 経 営 の の 兼 土 地 員 の の 兼	費賣受(経料(土貨 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	- 6,000 1,660 10,773 26,000	関係会社長期貸付金	212, 770 51, 243
子会社	株式会社トーシンモバイル	直接100.0	資金の貸貸 営 管 型 員 の が 兼任	受取 1 息 1 経営 1 導取 2 債務 2 2 債務 2 3 債務 3 保 証 (注) 4	10, 818 204, 447 —	関係会社長期貸付金 未 払 金	714, 238 995, 498

子会社	株 式 会 社 伊良湖シーサイド ゴルフ俱楽部	間接100.0	役員の兼任	債務保証 (注) 3	40, 723		
-----	-------------------------------	---------	-------	---------------	---------	--	--

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- 2. 経営指導料については、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定して おります。
- 3. 金融機関からの借入等に対して保証したものであります。なお、保証料は受取っておりません。
- 4. 金融機関からの借入等に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
- 5. 土地の賃貸については、近隣の取引実勢に基づいて、合理的に決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

114円90銭

(2) 1株当たり当期純損失

34円49銭

12. 重要な後発事象に関する注記

1. 継続企業の前提に関する注記 に記載のとおり、当事業年度末日後に、不適切会計に関連した監査費用及び調査費用などの訂正関連費用や税務調査での追徴税額等の支払により、当社の資金繰りが悪化し、借入金の返済の継続が困難となったため、返済期限の延長を取引金融機関にお願いする事態が生じており、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる状況が発生しております。

13. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 7.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月31日

株式会社トーシンホールディングス 取締役会 御中

> 監査法人アリア 東京都港区

> > 代表社員 業務執行社員 代表社員 業務執行社員
> > 公認会計士 茂 木 秀 俊
> >
> >
> > 代表社員 業務執行社員
> > 公認会計士 山 中 康 之

意見不表明

会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーシンホールディングスの2024年5月1日から2025年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の連結計算書類に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、連結計算書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、監査意見を表明しない。

意見不表明の根拠

追加情報(不適切会計の訂正について)に記載のとおり、会社は、前 任監査人からの指摘を受け、子会社株式会社トーシンモバイルでの2023 年4月期から2024年4月期の移動体通信関連事業における二次代理店向け 代理店精算において、財務報告用資料と実際の代理店精算用資料の2種類 が存在しており、かつ、財務報告用資料において二次代理店向けの端末 販売等の売上高が過大計上となっており、その結果として帳簿上未回収 となっている売掛金が存在している疑義が判明した。会社は当該疑義に ついての真相を究明するため、2025年5月9日に第三者委員会を設置し調 査を実施し、2025年8月29日付で第三者委員会から調査報告書を受領し、 2025年9月4日に調査結果を公表したが、当該調査の結果、上記疑義は役 員が関与した不正による虚偽表示であったことが判明した他、2020年4月 期から2025年4月期第3四半期の決算においてグループ全体から多数の虚 偽表示が発見されたため、会社は、これらの虚偽表示について今回訂正 を行った。また、第三者委員会の調査では、調査範囲の制約により、不 正の動機を含めた全容解明には至らなかったが、経営トップの倫理観・ 誠実さを欠いた姿勢や言動、ガバナンスの機能不全、コンプライアンス 意識の鈍麻・企業会計に対する理解不足などの内部管理体制の問題が明 らかとなった。

当監査法人は、第三者委員会から経営トップの倫理観・誠実さを欠いた姿勢や言動について指摘を受けた元経営者については経営者の誠実性について深刻な疑義が認められると判断したことから、上記の第三者委員会の調査結果を踏まえた監査対応を図ったものの、元経営者の処遇を含めた再発防止策の策定と実行が未了である上、会社では、今回の訂正処理の正確性や網羅性についての自主的な検証が未了であり、自主的な検証の結果、虚偽表示が識別された場合には、連結計算書類に重要かつ広範な影響を及ぼす可能性があり、監査範囲の重要な制約となった。このため、当監査法人は、会社の再発防止策の検討や訂正処理の正確性や網羅性についての自主的な検証について監査手続を完了できず、会社が行った訂正処理の正確性や網羅性について十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。

さらに、継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社では、不適切会計による決算訂正を受け借入契約のコベナンツに抵触することとなった上、当連結会計年度末日後に資金繰りが悪化し借入金の返済猶予を取引金融機関に要請する事態が生じたことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。当該状況に対する対応策は当該注記に記載されているが、取引金融機関の支援の前提と考えられる第三者委員会の指摘や提言を踏まえた実効性のある再発防止策の策定が未了であり、その進捗について、現時点では、十分かつ適切な監査証拠が入手できなかった。このため、当監査法人は経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することの適切性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

以上から、当監査法人は、上記の複数の監査範囲の制約を受け、連結計算書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができておらず、かつ、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが連結計算書類全体に及ぼす可能性のある影響が、特定の連結計算書類項目及び注記に限定されず、重要かつ広範であると判断した。その結果、上記の連結計算書類に修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は連結計算書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認 会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月31日

株式会社トーシンホールディングス

取締役会 御中

監査法人アリア 東京都港区

意見不表明

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーシンホールディングスの2024年5月1日から2025年4月30日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の計算書類等に 及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、計算書類等に対する意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったた め、監査意見を表明しない。

意見不表明の根拠

追加情報(不適切会計の訂正について)に記載のとおり、会社は、前 任監査人からの指摘を受け、子会社株式会社トーシンモバイルでの2023 年4月期から2024年4月期の移動体通信関連事業における二次代理店向け 代理店精算において、財務報告用資料と実際の代理店精算用資料の2種類 が存在しており、かつ、財務報告用資料において二次代理店向けの端末 販売等の売上高が過大計上となっており、その結果として帳簿上未回収 となっている売掛金が存在している疑義が判明した。会社は当該疑義に ついての真相を究明するため、2025年5月9日に第三者委員会を設置し調 査を実施し、2025年8月29日付で第三者委員会から調査報告書を受領し、 2025年9月4日に調査結果を公表したが、当該調査の結果、上記疑義は役 員が関与した不正による虚偽表示であったことが判明した他、2020年4月 期から2025年4月期第3四半期の決算においてグループ全体から多数の虚 偽表示が発見されたため、会社は、これらの虚偽表示について今回訂正 を行った。また、第三者委員会の調査では、調査範囲の制約により、不 正の動機を含めた全容解明には至らなかったが、経営トップの倫理観・ 誠実さを欠いた姿勢や言動、ガバナンスの機能不全、コンプライアンス 意識の鈍麻・企業会計に対する理解不足などの内部管理体制の問題が明らかとなった。

当監査法人は、第三者委員会から経営トップの倫理観・誠実さを欠いた姿勢や言動について指摘を受けた元経営者については経営者の誠実性について深刻な疑義が認められると判断したことから、上記の第三者委員会の調査結果を踏まえた監査対応を図ったものの、元経営者の処遇を含めた再発防止策の策定と実行が未了である上、会社では、今回の訂正処理の正確性や網羅性についての自主的な検証が未了であり、自主的な検証の結果、虚偽表示が識別された場合には、計算書類等に重要かつ広範な影響を及ぼす可能性があり、監査範囲の重要な制約となった。このため、当監査法人は、会社の再発防止策の検討や訂正処理の正確性や網羅性についての自主的な検証について監査手続を完了できず、会社が行った訂正処理の正確性や網羅性について十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。

さらに、継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社では、不適切会計による決算訂正を受け借入契約のコベナンツに抵触することとなった上、当事業年度末日後に資金繰りが悪化し借入金の返済猶予を取引金融機関に要請する事態が生じたことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。当該状況に対する対応策は当該注記に記載されているが、取引金融機関の支援の前提と考えられる第三者委員会の指摘や提言を踏まえた実効性のある再発防止策の策定が未了であり、その進捗について、現時点では、十分かつ適切な監査証拠が入手できなかった。このため、当監査法人は経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することの適切性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

以上から、当監査法人は、上記の複数の監査範囲の制約を受け、計算書類等に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができておらず、かつ、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが計算書類等全体に及ぼす可能性のある影響が、特定の計算書類項目及び注記に限定されず、重要かつ広範であると判断した。その結果、上記の計算書類等に修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用

することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき 計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国にお いて一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に 関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任があ る。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は計算書類等に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定 により記載すべき利害関係はない。

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年5月1日から2025年4月30日までの第39期事業年度に おける取締役の職務の執行に関して、審議の結果、監査役全員の一致した意 見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

じて説明を求めました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書については、会計監査人監査法人アリアから意見が表明されなかったため、現時点では事業報告及びその附属明細書に関する部分の意見表明を差し控えます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認否については、会計監査人監査法人アリアから意見が表明されなかったため、現時点では取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認否に関する意見表明を差し控えます。
 - ③ 内部統制監査については、会計監査人監査法人アリアから意見が表明されなかったため、現時点では内部統制監査に関する部分の意見表明を差し控えます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人監査法人アリアから意見が表明されなかったため、現時点 では会計に関する部分の意見表明を差し控えます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アリアから意見が表明されなかったため、現時点では会計に関する部分の意見表明を差し控えます。

2025年10月31日

株式会社トーシンホールディングス 監査役会 常勤監査役 加 藤 悦 夫 印 社外監査役 鈴 木 真 司 印 社外監査役 牧 俊 夫 卵

株主総会参考書類

議 案 第39期(2024年5月1日から2025年4月30日まで)計算書類承認の件

本議案の内容につきましては、20ページから46ページに記載のとおりであります。

当社は、当社連結子会社である株式会社トーシンモバイルの売上取引の一部で計上根拠の信ぴょう性に疑義が生じたため、第三者委員会を設置して調査を進め、2025年8月29日、第三者委員会より調査報告書を受領いたしました。

第三者委員会の調査結果から、株式会社トーシンモバイルでの2023年4月期から2024年4月期の移動体通信関連事業における二次代理店向け代理店精算において、財務報告用資料と実際の代理店精算用資料の2種類が存在しており、かつ、財務報告用資料において二次代理店向けの端末販売等の売上高が過大計上となっており、その結果として帳簿上未回収となっている売掛金が存在していることが判明いたしました。また上記疑義は当社役員が関与した不正による虚偽表示であったことが判明した他、2020年4月期から2025年4月期第3四半期の決算においてグループ全体から多数の虚偽表示が発見されました。

当社といたしましては、「独立監査人の監査報告書」(47ページから52ページまで)の「意見不表明の根拠」に記載のとおり、第39期(2024年5月1日から2025年4月30日まで)において、過年度における不適切な会計処理を訂正しましたが、会計監査人である監査法人アリアから十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったとして、意見不表明のついた監査報告書を受領することとなりました。

つきましては、会社法第438条第2項に基づき、第39期計算書類のご承認を お願いするものであります。

臨時株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市中区栄二丁目 4番12号TOSHIN HONMACHI ビル 2 F(052) 262-1122

名古屋 銀 <u>一行</u> 錦通	
地下鉄 伏 見 3番出口 ●	
広小路通 伏見 見 和学館 TOSHIN	
HONMACHI EJL 2 F	

----- 交通のご案内 -----

■地下鉄(鶴舞線・東山線) 「伏見」駅 3番出口から徒歩5分